

【マニュアル改訂の経緯】

1. 道路運送車両法が改正されたことに伴い、自動車検査証が一部電子化となり、紙面及び情報を記録した IC タグ貼付形式となった。紙面に記載される内容では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、廃掃法という。）の審査に必要な情報が不足するため、産業廃棄物処理業許可申請等の際に申請者等に添付させる書類を、令和 5 年 1 月 4 日以降に発行された自動車検査証については、IC タグから読み取り出力した自動車検査証記録事項の写しとするよう変更したので、これを「産業廃棄物収集運搬業許可申請マニュアル」及び「産業廃棄物処理業変更届出マニュアル」に反映させるもの。
2. 押印を求める手続の見直し等のための環境省関係省令の一部を改正する省令（令和 2 年環境省令第 31 号）が令和 2 年 12 月 28 日に施行されたことに伴い、廃掃法施行規則の様式で定める、事業者等に対して押印を求めている手続の押印が不要とされたので、これを「産業廃棄物収集運搬業許可申請マニュアル」、「産業廃棄物処分業許可申請マニュアル」及び「産業廃棄物処理業変更届出マニュアル」に反映させるもの。

【マニュアル改訂の概要】

1. マニュアルの留意事項について、『車検証の写し等』を『自動車検査証（令和 5 年 1 月 4 日以降発行分については自動車検査証記録事項）の写し等』へと修正する。
2. マニュアルの記載例について、押印表記を削除する。